

Ⅲ 学校教育活動全体で取り組む環境教育

1 学校における環境教育等の充実

鹿児島県環境教育等行動計画（平成28年3月を基に作成）

- ・ 学校においては、各教科や総合的な学習の時間、道徳、特別活動などの授業における学習やリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実・推進を図る。
- ・ 通常の授業においては、学習指導要領に基づき、地球温暖化対策（省エネルギー等）や資源循環（リサイクル等）、生物多様性の保全に関わる事項（生物多様性の重要性等）といった地球規模の環境問題と私たちの生活が関わりあること等を積極的に取り上げる。
- ・ 学校における体験活動について、外部の有識者等を活用するなどして、各教科等との関連付けや年間を通じた活動の計画的な実施、事前事後の指導の充実を図る。
- ・ 学校林での植樹・管理・観察活動など学校が有するフィールドの活用や、学校環境緑化・学校林等活動コンクールの実施など、身近な地域の自然等を生かした学習プログラムや教材を活用し、体験的学習活動の推進に努める。
- ・ 環境問題に対する関心を深めるために、小・中学生等を対象に環境教育出前授業を実施する。
- ・ 小・中学校における木製机・椅子の整備等を通じて、環境教育の一環として、木材のよさやその利用の意義を学ぶ「木育」を推進する。

2 総合的な学習（探究）の時間での取扱い

(1) 学習指導要領

ア 小学校・中学校（平成29年告示）

各学校において定める目標及び内容

目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

（中学校は、「児童」→「生徒」、また最後に、「職業や自己の将来に関する学習活動」が加わる。）

イ 高等学校（平成30年告示）

各学校において定める目標及び内容

目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

- (2) 学習対象（児童生徒が探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したもの）、学習事項（個々の学習対象との関わりを通して、児童生徒に「どんなことを学んでほしいか」について、更に踏み込んで分析的に示したもの）の具体例

	小学校	中学校
学習対象	身近な自然環境とそこに起きている環境問題	地域の自然環境とそこに起きている環境問題
学習事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な自然の存在とそのよさ ・ 環境問題と自分たちの生活との関わり ・ 環境の保全やよりよい環境の創造のための取組 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然の存在とかけがえのなさ ・ 環境問題と社会経済システムとの関わり ・ 環境の保全と社会の経済的発展との構造的問題 など

3 各教科等の授業における環境教育の実施

- (1) どの教科においても環境教育に関わる能力や態度を育む。

環境教育のねらいは、環境について豊富な知識を身に付けさせることだけではなく、環境教育を通して、課題を発見する力や推論する力、そして合意を形成しようとする態度や公正に判断しようとする態度、自ら実践しようとする態度等を育むことが重要である。

(例) 特別活動において、学校や学級のよりよい生活づくりに関わる諸問題について、話し合い活動を通して目標を決定し、全員で協力して目標の実現を目指す中で、自主的、実践的な態度を育てることができる。

- (2) 各教科等間で環境に関わる内容の関連を図る。

環境教育に関わる内容は多岐にわたっているため、内容の関連を図りながら指導することにより育成すべき環境を捉える視点が明確になる。子供は、学習によって得られた環境を捉える視点を活用して身近な環境を捉え、自分なりの考えをもつことができるようになる。

(例) 小学校第6学年において、「日常の食事と調理の基礎」と「身近な消費生活と環境」の関連を図りながら環境教育を行う際、既習事項である第3学年及び第4学年社会科「ごみの処理と利用」や第5学年社会科「私たちの生活と環境」を想起させたり、第6学年理科「生物と環境のかかわり」との関連を図ったりしながら指導することにより、「資源の循環」という視点で環境を捉えることができるようになるばかりでなく、環境に働き掛ける実践力を育成することにもつながる。

- (3) 指導方法を工夫し、主体的に学習に取り組ませる。

環境教育を効果的に展開するためには、観察、実験、調査、見学、実習等の体験的な活動を積極的に取り入れ、子供が身近な環境に興味・関心をもち、自ら問題を意識し、主体的な学習に取り組むことが大切である。

(例) 小学校第3学年及び第4学年社会科「廃棄物の処理」についての学習では、清掃工場や埋め立て処分場などの見学を通して、自分たちが出したごみがどのように処分されるのかについて理解を深めるとともに、少しでもごみの量を少なくする方法を考え、実行したいという課題意識を高める。また、自分たちで考えたごみを減らす方法を関係諸機関の方々に聞いてもらい助言していただいたり、実際にその方法で地域の方々に発信するような活動を行ったりすることにより、環境に働き掛ける実践力を育成する。

4 指導に当たっての留意点

- (1) 児童生徒の発達特性を踏まえ、環境についての正しい理解を得るために、次のような学習過程に沿って環境教育を実施する。

過程	目標や内容
触れる	・ 豊かな自然環境，社会環境に触れ環境のすばらしさを知る。
気付く	・ 環境と人間の関係について知り，より良い環境を守ろうとする心情を高める。 ・ 環境に関する問題点に気付く。 ・ 自分の生活が環境に対して影響を与えていることを知る。
行動する	・ 環境に対して自分のできることを知り，具体的に行動する。 ・ 環境に対して負荷の少ない生き方ができるようになる。

- (2) 発達の段階を考慮して環境教育を実施する。

ア 小学校低学年

自然環境や事象に対する感受性や興味・関心を高めるとともに，自然の素晴らしさや生命の大切さを感得できるよう配慮する。

イ 小学校中学年

身近な自然や社会の環境に触れ，自分や他の人々が使っているもの(資源)，ごみなどについて問題を見だし，探究できるようにする。自然や社会との関わりや，体験学習をより重視する。

ウ 小学校高学年

種々の体験や学習を通して，多面的に思考できるようになったり，収集した情報を基に判断したり推理したりすることもできるようになるので，自然や社会のつながりや循環という考え方を身に付け，より主体的に環境と関わり，環境を大切にすることができるようにする。

エ 中学校

環境に関わる事象について，具体的に認識させるとともに，因果関係や相互関係の把握力，問題解決能力が育成できるようにする。

オ 高等学校

環境に関わる事象について，問題を総合的に思考・判断し，賢明な選択・意志決定が行えるようにするとともに，環境保全や環境の改善に主体的に働き掛ける能力や態度が育成できるようにする。

- (3) 体験活動を重視する。

環境教育においては，体験活動が学習活動の根幹となっていると言っても過言ではない。特に幼稚園・小学校の段階においては，体験活動が遊びや学びの土台・出発点となり，感性を働かせ，問題解決を促進し，興味・関心を高め，知の実践化を確かなものにしていく。

- (4) 身近な問題を重視する。

ア 身の回りの社会や自然の事象に気を付ける。

イ 問題を見だし，考え判断し，より良い環境づくりや環境の保全を考えた行動ができるようにする。

- (5) 環境破壊の問題だけでなく、環境のすばらしさを味わう工夫をする。
ア 美しい環境について知る。
イ 自然の巧みさやすばらしさを知る。
- (6) 環境についての深い理解に立った上で環境問題を考えさせる。
ア 自然のもつ浄化能力と、それを超える負荷が掛けられたときの環境破壊について知る。
イ 環境が破壊される理由や、環境を守るための行為の意味を知る。
ウ 環境問題は多面的であるという認識に立ち、一面的な理解にならないようにする。
- (7) 元に戻すという行為としての環境づくりとともに、壊さないという立場での環境づくりを考えさせる（空き缶を拾う。→空き缶を捨てない。）。
- (8) 人が生きる行為こそが環境と関わる行為であることに気付かせる。
ア 共存の意味を知り、無駄を減らす必要性に気付く。
イ 自然の恵(命)をいただくという思いを知り、自然と調和して生きる。
- (9) 児童生徒に主体的な学習をさせる場合、教師はあらかじめ児童生徒の行う活動やそこから学び取る内容を明確にして学習を構成する。
- (10) 教師による事前の学習、調査を十分に行う。
どこに行くとどんな情報を入手できるかということについて、調査を十分に行う。
- (11) 地域人材を適切に活用するなど、コーディネーターとしての役割も重要視する。

5 指導計画の作成

各学校における環境教育の年間指導計画は、児童生徒の発達の段階に応じて計画的かつ組織的に行われることを目的にして、学年ごとに作成する。学校としての全体計画を立て、身に付けさせたい力を明確にしなが、学年に応じて特色を付けたたり、重点化を図ったりしながら体験的な活動や問題解決的な活動を設定していくことが有効である。

また、自然教室など野外での宿泊を伴う教育活動などは、学校の教育活動全体の中においてどのような意味をもっているかを明確にして位置付ける必要がある。

年間指導計画の作成に当たっては、次の点に留意することが大切である。

- ・ 各教科等の目標やねらいを踏まえ、学年ごとに各教科等と環境教育との関連を明らかにし、教科横断的な学習過程を設定する。
- ・ 「身に付けさせたい能力や態度」及び「環境を捉える視点」を具体的に位置付ける。
- ・ 発達や学年の段階に応じた体験的な活動や問題解決的な学習を効果的に設定する。また、地域の環境の特色を生かしたり、重点化を図ったりする。
- ・ 家庭や地域社会と積極的に連携し、学校で学んだことを家庭や地域社会での生活に生かすことで、地域の環境保全活動等に取り組もうとする実践的な態度の育成を図る。

■第1学年 年間指導計画(例)

<p>《学習テーマ》 地域の自然をいつまでも残そう ～わたしたちのアクション！～</p>	<p>《目指す生徒像》 地域の花の栽培活動や地域の自然環境を対象にした調査活動を通して、自分たちの生活と自然環境との関わり、生き物同士のつながりについて理解する。同時に、地域の自然環境が抱える課題を捉え、自然環境を守るために地域や企業、大学が取り組んでいる環境保護の活動について調べること、環境保全に向けて、自分たちができることを考え、自発的に行動しようとする態度を養う。</p>
--	--

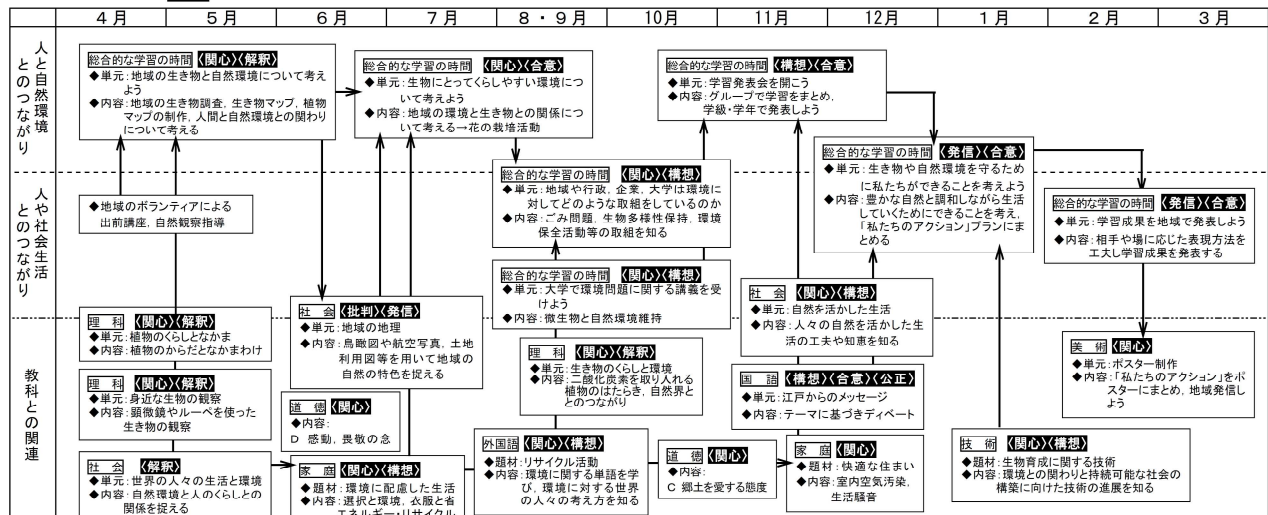
■指導のねらい

自ら問題を見だし、問題解決的な学習を通して課題を探究する中で、人と協力して課題の解決を目指す生徒を育成することをねらいとする。そのために、「地域の自然環境、とりわけ生き物同士のつながりと生き物が暮らす自然をどのようにして守っていかけるか」という課題に迫る学習活動を展開する。
このことにより、「人と自然環境とのつながり」という観点から、自然と調和して生きていくために、自分たちができる環境保全活動を考え、地域の自然環境を大切にしていこうとする実践的意欲と態度を育成する。そして、これらの学習を基に、自分たちの考えをまとめ、地域に発信し、行動する学習につなげていく。

■環境を捉える視点

資源の循環	命の自然や再生	生態系全体の	異文化の理解	共生社会の実現	資源の有限性	ITの活用	の生活直様式
	○	◎					○

■カリキュラム表()は、「環境教育を通して身に付けさせたい能力や態度」を示す。



学習テーマ「地域の自然をいつまでも残そう～わたしたちのアクション！～」

図 年間指導計画(中学校1学年の例)

年間指導計画を検討する際、図に示した通り、環境教育を通して「身に付けさせたい能力や態度」及び「環境を捉える視点」を指導内容に位置付けることが大切である(図の「身に付けさせたい能力や態度」については、II環境教育のねらいを参照)。

このようにして、環境教育と各教科等の学習内容を相互に関連付けていくことにより、年間を通して問題解決的な活動を位置付けることが可能になる。これにより、環境教育を通して子供に「身に付けさせたい能力や態度」及び「環境を捉える視点」がバランスよく育てていくことが明らかになるだけでなく、環境教育の指導内容の改善につながるといった効果が期待できる。